

佐賀県監査委員告示第3号

佐賀県監査委員事務局規程（昭和46年佐賀県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県代表監査委員 久本智博

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）のほか、次の職を置く。</p> <p>略</p> <p>係長</p> <p><u>主事</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>略</p> <p>副主査</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 局長は、監査委員の命を受けて局務を掌理する。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 主事は、上司の命を受けて、担当事務に従事する。</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）のほか、次の職を置く。</p> <p>略</p> <p>係長</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>略</p> <p>副主査</p> <p><u>主事</u></p> <p><u>会計年度任用職員</u></p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 局長は、監査委員の命を受けて局務を掌理する。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 <u>主事及び会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、担当事務に従事する。</p>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。